

新居浜工業高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針

1. 方針策定の経緯

教職員の働き方改革や業務の適正化の観点から、課外活動の現状と課題を再検討した「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」が平成 31 年に、独立行政法人国立高等専門学校機構により策定された。

このような経緯を踏まえ、上記方針に基づき、「新居浜工業高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針」を策定した。

2. 課外活動の基本的な考え

課外活動は「学校教育の一環として」行われるものであり、学生の心身の状況を把握し指導支援を行うことが重要である。顧問は、日頃より技術指導のみならず参加意義や取り組む姿勢を指導するほか、安全面に配慮した適切な活動となるように学生と共に練習計画を立てなければならない。

3. 活動計画

- (1) 顧問は、4 月末までに「年間活動計画表」を提出する。
- (2) 顧問は、毎月当該月の 1 週間前までに「月間活動計画表」を提出する。
- (3) 試合又は行事に参加する場合は、顧問は、2 日前までに「対外試合・行事参加許可願」を提出する。
- (4) 試合又は行事に参加した場合は、すみやかに「課外活動報告書」を提出する。
- (5) 校長は、上記計画表等により各部の活動内容を把握し、課外活動が学生・教員双方の負担とならないよう適宜、指導・是正を行う。

4. 休養日及び活動時間

- (1) 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 詳細は「クラブ活動マニュアル」による。